

建築物等の解体等工事に係るアスベスト事前調査について

(令和4年4月1日から適用)

建築物等の解体等工事を行う方は、アスベスト使用の有無を事前に調査し、結果を発注者及び区に報告するとともに、現場に掲示してください。

対象

墨田区内の建築物等の解体・改造・補修する作業を伴う建設工事

アスベストに関する事前調査

事前調査の結果		必要な手続き	報告方法(様式等)	期日
無し		事前調査の結果を発注者に報告	参考様式4	解体等工事開始の日まで
		事前調査の結果を区に報告	石綿事前調査結果報告システム(又は第1号様式)	解体等工事開始の7日前まで
		工事標識の設置	参考様式1	
有り 特定工事に該当	・石綿含有成形板等 ・石綿含有仕上塗材 (大気汚染防止法に基づく届出対象特定工事に該当しない場合)	事前調査の結果を発注者に報告	参考様式4	解体等工事開始の日まで
		事前調査の結果を区に報告	石綿事前調査結果報告システム(又は第1号様式)	解体等工事開始の7日前まで
		工事標識の設置	参考様式2	
	・石綿含有吹付け材 ・石綿含有断熱材 ・石綿含有保温材 ・石綿含有耐火被覆材 (大気汚染防止法に基づく届出対象特定工事に該当する場合)	事前調査の結果を発注者に報告	参考様式4	特定粉じん排出等作業の14日前又は解体等工事開始の日までのいずれか早い日まで
		事前調査の結果を区に報告	石綿事前調査結果報告システム(又は第1号様式)	解体等工事開始の7日前まで
		「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿飛散防止方法等計画届出書」を区に提出(石綿飛散防止方法等計画届出書の提出に際して規模要件があります)		特定粉じん排出等作業の14日前まで
		工事標識の設置	参考様式3	届出対象特定工事開始の7日前まで
		届出対象特定工事についての説明会又は戸別訪問による説明	敷地境界から10m又は当該建築物等の高さの水平距離のうちいずれか広い範囲内で実施 説明内容 ・アスベストの使用状況、工期、除去等作業計画、作業方法等 ・アスベストの飛散防止措置の概要	
		説明会等の実施報告書	第2号様式	

原則として国の石綿事前調査結果報告システム(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>)(以下「国システム」という。)による電子申請にて報告してください。やむを得ない理由で国システムによる報告ができない又は国システムによる報告対象に該当しない場合は、事前調査結果報告書(第1号様式)に必要事項を記入し、環境保全課へご提出ください。

なお、大気汚染防止法には罰則の規定があります。

- ・事前調査の結果の報告義務違反：30万円以下の罰金
- ・除去等の措置の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・作業基準適合命令義務違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金